

70 NEWS

life with sTone
～ 石の温もりを、暮らしの中に～

みなさんこんにちは！最新の統計資料によると一般の方が購入されたお墓(供養形態)の内、一般墓と言われる墓石の購入が全体の20%を切り過去最低を記録したと伝えておりました(樹木葬51%、納骨堂20%、手元供養他9%)。これは供養における選択肢の多様化の中、お墓離れが進んでいることを示しています。また、建築石材においても、天然石から人工の石やタイルへと変化しています。様々なところで使用される石材が時代のニーズによって変わろうとしている中だからこそ、必要とされる石のプロ。そんな石のプロに必要とされるパイブルとして今号もお送りいたします。

TOPIC 1 AKEMII® プラチナム気泡対策

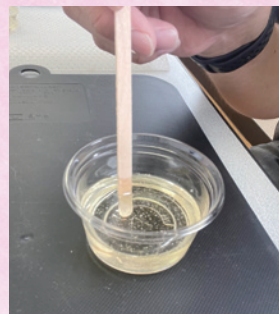


AKEMII
プラチナムP+リキッド

カウンターのトメ加工接着や、石材の補修にご利用頂いているAKEMIIプラチナムP+リキッドですが、気泡による凹みが発生して補修作業に手間取るといった事はありませんか？主剤と硬化剤や着色剤を攪拌する際に、空気が入り気泡となります。気泡がある状態のまま硬化するため、表面や内部に空間が発生し、これが表面に現れ、凹む原因となります。製品の性質上気泡による凹みが発生する場合がありますが、ひと手間加えることで、改善することができます。今回は凹む原因となる気泡対策について説明致します。

1. ゆっくり攪拌

気泡が出やすくなる最大の要因は攪拌です。着色剤を添加する際、または硬化剤を添加する際の攪拌作業において、どうしても早く作業をしたい焦りから急いでかき混ぜてはおられませんか？急いで早く攪拌することで気泡が過剰に出やすくなります。着色剤や硬化剤を添加する際には、意識してゆっくり攪拌してください。



2. 添加する硬化剤の割合を抑える

硬化剤の添加量は製品により上限が定められています。プラチナムP+リキッドの場合、硬化剤の添加量は主剤に対して最大3%までです。硬化時間を早めたいために、硬化剤を多く添加する場合がありますが、色の変化や硬化の不具合などを発生させますので規定量は厳守ください。

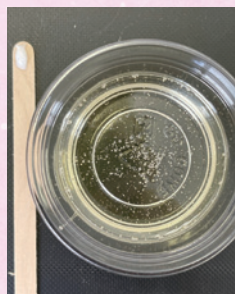
では逆に、硬化剤の添加量を少なくするとどうなるのでしょうか？当然硬化する時間

が遅くなります。硬化時間が遅くなるという事は攪拌時における発熱が少なくなり、結果、気泡の発生を抑えることができます。すなわち、硬化剤の添加量を1～1.5%程度に抑えることで、過剰な気泡の発生を抑えることができます。

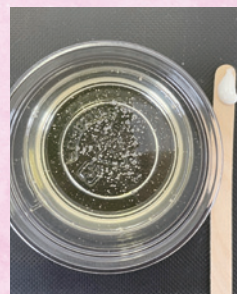
*ただし硬化時間は通常よりかなり遅くなりますので作業には十分にご注意ください。

また、硬化剤を添加した後に攪拌した際の容器の底などを軽くたたくと、気泡が徐々に上昇し消えやすくなります。

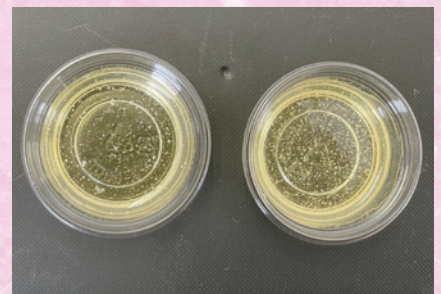
以上の点に注意しながら使用頂く事で、気泡問題に関して少しお役に立てますので一度お試しください。また、プラチナムP+以外でもマーブルフィラーの透明やクリスタルなど気泡が出来やすい製品に関して、有効ですので是非お試しください。



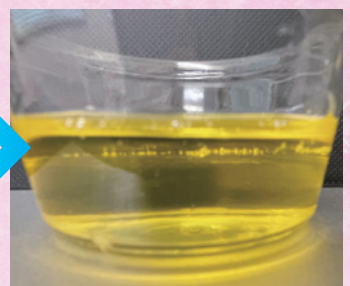
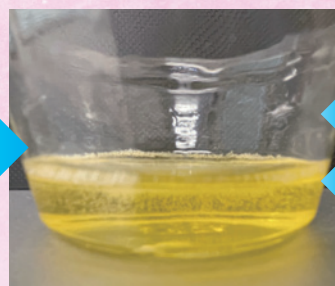
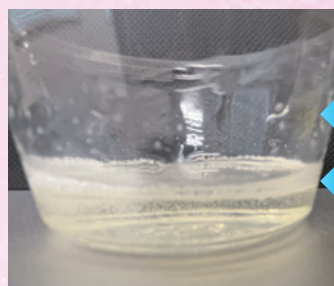
硬化剤少



硬化剤多



左：硬化剤少 右：硬化剤多



TOPIC 2

トラックでの荷役作業時における安全対策が 10月より強化されます！

令和5年10月1日より、労働安全衛生規則が改正され、トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。具体的には「昇降設備の設置義務」「保護帽の着用義務」が従来の最大積載量5t以上から2t以上へと変更され、石材運搬用のトラックにも適用されるようになります。

詳しくは労働基準監督署リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>) をご覧ください。

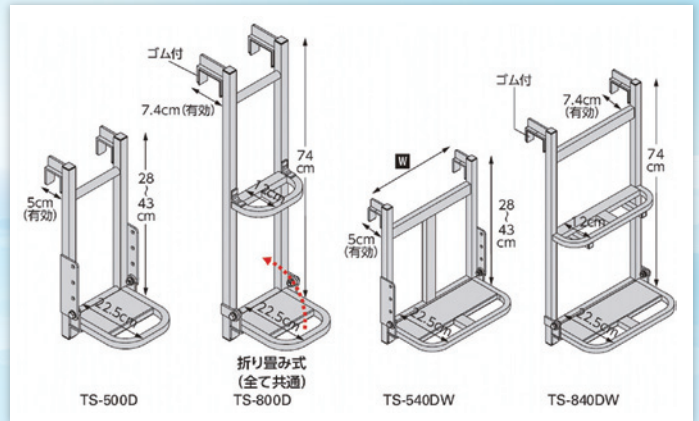


違反時には、労働基準監督署の行政指導や勧告に加え、罰則等もある場合がありますのでご注意ください。当社では、荷役作業時の昇降設備を、品揃えしておりますので、お近くの工具販売店にお問合せください。

●昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み降ろす作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。



○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備 考
床面から荷の上、又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	長さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み降ろしを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

●保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み降ろす作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み降ろす作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。



○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備 考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み降ろしを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

藤 栄 株 式 会 社

大阪本社 〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町4-5-25
 東部営業所 〒327-0817 栃木県佐野市伊勢山町14-10

ウェブサイト
<https://touei.ne.jp>



フェイスブック
<https://www.facebook.com/touei.kenzai/>



商品についてのお問い合わせ・ご注文等は、お近くの石材工具販売店様までお問い合わせください。

TOUEI ドット ニュースは、メールでいち早く配信しております。配信をご希望の場合は、web@touei.ne.jp へ、メールの本文欄に会社名・お名前をご入力の上、送信ください。（右側のQRコードで、上記のメールが開きます）

